

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|--------------------|---|---|--------------------|---|
| 別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料 | | | 別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料 | | |
| 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 手数料の額 | 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 手数料の額 |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 | 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。） 都市の低炭素化の促進に関 |

する法律第55
条第1項の規
定に基づく低
炭素建築物新
築等計画の変
更の認定の申
請に対する審
査(次項に規定
する審査を除
く。)の項1に
おいて同じ。)

が提出された
場合

(1) 一戸建
ての住宅
5,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 申請に
係る一の
建築物の
住戸のう
ち同時に
申請され
た住戸の
数(以下こ
の項及び
都市の低
炭素化の
促進に関
する法律
第55条第
1項の規
定に基づ
く低炭素
建築物新
築等計画
の変更の
認定の申

(1) 一戸建
ての住宅
5,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 申請に
係る一の
建築物の
住戸のう
ち同時に
申請され
た住戸の
数(以下こ
の項及び
都市の低
炭素化の
促進に関
する法律
第55条第
1項の規
定に基づ
く低炭素
建築物新
築等計画
の変更の
認定の申

請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項において「申請住戸数」という。)が1戸のものの5,000円

イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以下のもの
10,000円

ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以下のもの
18,000円

エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの
31,000円

オ 申請住戸数が25戸を超え50戸以下のもの
52,000円

カ 申請住戸数が50戸を超え100戸以下のもの
94,000円

キ 申請住戸数が100戸を超え

請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項において「申請住戸数」という。)が1戸のものの5,000円

イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以下のもの
10,000円

ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以下のもの
18,000円

エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの
31,000円

オ 申請住戸数が25戸を超え50戸以下のもの
52,000円

カ 申請住戸数が50戸を超え100戸以下のもの
94,000円

キ 申請住戸数が100戸を超え

200戸以下のもの
149,000円
ク 申請住戸数が200戸を超え
300戸以下のもの
188,000円
ケ 申請住戸数が300戸を超えるもの
201,000円
(3) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
ア 床面積の合計が300㎡以下のもの
10,000円
イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
31,000円
ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
94,000円
エ 床面積の合計が

200戸以下のもの
149,000円
ク 申請住戸数が200戸を超え
300戸以下のもの
188,000円
ケ 申請住戸数が300戸を超えるもの
201,000円
(3) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
ア 床面積の合計が300㎡以下のもの
10,000円
イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
31,000円
ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
94,000円
エ 床面積の合計が

5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも
の

149,000円

オ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え

25,000㎡
以下のも
の

188,000円

カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの

235,000円

2 1以外の場
合

(1) 一戸建
ての住宅

38,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 申請住
戸数が1
戸のもの
38,000
円

イ 申請住
戸数が1
戸を超え
5戸以下
のもの

66,000円

ウ 申請住

5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも
の

149,000円

オ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え

25,000㎡
以下のも
の

188,000円

カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの

235,000円

2 1以外の場
合

(1) 一戸建
ての住宅

38,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 申請住
戸数が1
戸のもの
38,000
円

イ 申請住
戸数が1
戸を超え
5戸以下
のもの

66,000円

ウ 申請住

戸数が5戸を超え10戸以下のもの
96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの
140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超え50戸以下のもの
203,000円
カ 申請住戸数が50戸を超え100戸以下のもの
301,000円
キ 申請住戸数が100戸を超え200戸以下のもの
411,000円
ク 申請住戸数が200戸を超え300戸以下のもの
539,000円
ケ 申請住戸数が300戸を超えるもの
633,000円
(3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ

戸数が5戸を超え10戸以下のもの
96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの
140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超え50戸以下のもの
203,000円
カ 申請住戸数が50戸を超え100戸以下のもの
301,000円
キ 申請住戸数が100戸を超え200戸以下のもの
411,000円
ク 申請住戸数が200戸を超え300戸以下のもの
539,000円
ケ 申請住戸数が300戸を超えるもの
633,000円
(3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ

れ次に定め
る額

ア 床面積
の合計が
300㎡以下
のもの
111,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも
の
192,000円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの
303,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも
の
394,000円

オ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え
25,000㎡
以下のも
の
474,000円

カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
553,000円

(4) 住宅用
途を含む建

れ次に定め
る額

ア 床面積
の合計が
300㎡以下
のもの
111,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも
の
192,000円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの
303,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも
の
394,000円

オ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え
25,000㎡
以下のも
の
474,000円

カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
553,000円

(4) 住宅用
途を含む建

建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 ((5)に掲げる場合を除く。) 次

に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡以下のもの
250,000円

イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
412,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
591,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
731,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの

建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡以下のもの
250,000円

イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
412,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
591,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
731,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの

867,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
989,000円

(5) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
用途以外の
部分及び非
住宅建築物
(市長が別
に定める場
合に限る。)

次に掲げ
る区分に応
じそれぞれ
次に定める
額

ア 床面積
の合計が
300㎡以下
のもの
91,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも
の
158,000円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの
259,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡

867,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
989,000円

以下のもの
343,000円
 オ 床面積
 の合計が
10,000㎡
 を超え
25,000㎡
 以下のもの
414,000円
 カ 床面積
 の合計が
25,000㎡
 を超えるもの
486,000円

| (略) | (略) | (略) |
|---|----------------------|--|
| 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 次に掲げる額をそれぞれ合算して得た金額 1 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 2,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に |

| (略) | (略) | (略) |
|---|----------------------|---|
| 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 次に掲げる額をそれぞれ合算して得た金額 1 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 2,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に |

掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額
ア 申請住
戸数が1
戸のもの
2,500円
イ 申請住
戸数が1
戸を超え
5戸以下
のもの
5,000円
ウ 申請住
戸数が5
戸を超え
10戸以下
のもの
9,000円
エ 申請住
戸数が10
戸を超え
25戸以下
のもの
15,500円
オ 申請住
戸数が25
戸を超え
50戸以下
のもの
26,000円
カ 申請住
戸数が50
戸を超え
100戸以下
のもの
47,000円
キ 申請住
戸数が100
戸を超え
200戸以下
のもの
74,500円
ク 申請住

掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額
ア 申請住
戸数が1
戸のもの
2,500円
イ 申請住
戸数が1
戸を超え
5戸以下
のもの
5,000円
ウ 申請住
戸数が5
戸を超え
10戸以下
のもの
9,000円
エ 申請住
戸数が10
戸を超え
25戸以下
のもの
15,500円
オ 申請住
戸数が25
戸を超え
50戸以下
のもの
26,000円
カ 申請住
戸数が50
戸を超え
100戸以下
のもの
47,000円
キ 申請住
戸数が100
戸を超え
200戸以下
のもの
74,500円
ク 申請住

戸数が200
戸を超え
300戸以下
のもの

94,000円

ケ 申請住

戸数が300
戸を超え
るもの

100,500円

(3) 住宅用
途を含む建
築物(住戸部
分を除く。)
及び非住宅
建築物 次
に掲げる区
分に応じそ
れぞれ次に
定める額

ア 床面積

の合計が
300㎡以下
のもの

5,000円

イ 床面積

の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも
の

15,500円

ウ 床面積

の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの

47,000円

エ 床面積

の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも

戸数が200
戸を超え
300戸以下
のもの

94,000円

ケ 申請住

戸数が300
戸を超え
るもの

100,500円

(3) 住宅用
途を含む建
築物(住戸部
分を除く。)
及び非住宅
建築物 次
に掲げる区
分に応じそ
れぞれ次に
定める額

ア 床面積

の合計が
300㎡以下
のもの

5,000円

イ 床面積

の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも
の

15,500円

ウ 床面積

の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの

47,000円

エ 床面積

の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも

の
74,500円
オ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え
25,000㎡
以下のも
の
94,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
117,500円

2 1 以外の場
合

(1) 一戸建
ての住宅
19,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 申請住
戸数が1
戸のもの
19,000
円

イ 申請住
戸数が1
戸を超え
5戸以下
のもの
33,000円

ウ 申請住
戸数が5
戸を超え
10戸以下
のもの

の
74,500円
オ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え
25,000㎡
以下のも
の
94,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
117,500円

2 1 以外の場
合

(1) 一戸建
ての住宅
19,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 申請住
戸数が1
戸のもの
19,000
円

イ 申請住
戸数が1
戸を超え
5戸以下
のもの
33,000円

ウ 申請住
戸数が5
戸を超え
10戸以下
のもの

48,000円
エ 申請住
戸数が10
戸を超え
25戸以下
のもの
70,000円
オ 申請住
戸数が25
戸を超え
50戸以下
のもの
101,500円
カ 申請住
戸数が50
戸を超え
100戸以下
のもの
150,500円
キ 申請住
戸数が100
戸を超え
200戸以下
のもの
205,500円
ク 申請住
戸数が200
戸を超え
300戸以下
のもの
269,500円
ケ 申請住
戸数が300
戸を超え
るもの
316,500円
(3) 共同住
宅の共用部
分 次に掲
げる区分に
応じそれぞ
れ次に定め
る額
ア 床面積
の合計が

48,000円
エ 申請住
戸数が10
戸を超え
25戸以下
のもの
70,000円
オ 申請住
戸数が25
戸を超え
50戸以下
のもの
101,500円
カ 申請住
戸数が50
戸を超え
100戸以下
のもの
150,500円
キ 申請住
戸数が100
戸を超え
200戸以下
のもの
205,500円
ク 申請住
戸数が200
戸を超え
300戸以下
のもの
269,500円
ケ 申請住
戸数が300
戸を超え
るもの
316,500円
(3) 共同住
宅の共用部
分 次に掲
げる区分に
応じそれぞ
れ次に定め
る額
ア 床面積
の合計が

300㎡以下のもの
55,500円
イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
96,000円
ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
151,500円
エ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
197,000円
オ 床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの
237,000円
カ 床面積の合計が25,000㎡を超えるもの
276,500円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物

300㎡以下のもの
55,500円
イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
96,000円
ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
151,500円
エ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
197,000円
オ 床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの
237,000円
カ 床面積の合計が25,000㎡を超えるもの
276,500円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物

（（5）に掲げる場合を除く。） 次

に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡以下のもの
125,000円

イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
206,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
295,500円

エ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
365,500円

オ 床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの
433,500円

カ 床面積の合計が25,000㎡

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡以下のもの
125,000円

イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
206,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
295,500円

エ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
365,500円

オ 床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの
433,500円

カ 床面積の合計が25,000㎡

を超える
もの

494,500円

(5) 住宅用

途を含む建

築物の住宅

用途以外の

部分及び非

住宅建築物

(市長が別

に定める場

合に限る。)

次に掲げ

る区分に応

じそれぞれ

次に定める

額

ア 床面積

の合計が

300㎡以下

のもの

45,500円

イ 床面積

の合計が

300㎡を超

え2,000㎡

以下のも

の

79,000円

ウ 床面積

の合計が

2,000㎡を

超え5,000

㎡以下の

もの

129,500円

エ 床面積

の合計が

5,000㎡を

超え

10,000㎡

以下のも

の

171,500円

オ 床面積

を超える
もの

494,500円

の合計が
10,000㎡
を超え
25,000㎡
以下のも
の
207,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
243,000円

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査の項手数料

建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査の項手数料の額の欄の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査の項手数料

建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物に関する計画変更に係る計画の通知に対する審査の項手数料の額の欄の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規

| | | | | | |
|---|----------------------|---|--|--|--|
| | | 定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査の項手数料の額の欄 2 又は 3 に掲げる場合はそれぞれ当該 2 又は 3 に定める額を更に加算して得た金額 | | | 定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査の項手数料の額の欄 2 又は 3 に掲げる場合はそれぞれ当該 2 又は 3 に定める額を更に加算して得た金額 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び建 | | | |

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査の項において同

じ。)が300㎡未満のもの
267,000円
イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
432,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
616,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の

もの
759,000円

オ 床面積
の合計が
10,000㎡
以上

25,000㎡
未満のもの

898,000円

カ 床面積
の合計が
25,000㎡
以上のも
の

1,024,000
円

(2) 建築物
エネルギー
消費性能基
準等を定め
る省令第1
条第1項第
1号ロに定
める基準に
適合するも
の次に掲
げる区分に
応じそれぞ
れ次に定め
る額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
102,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの

171,000
円

ウ 床面積
の合計が

2,000㎡以上5,000㎡未満のもの

277,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

362,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上

25,000㎡未満のもの

435,000円

カ 床面積の合計が25,000㎡以上のもの

510,000円

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
133,500円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
216,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
308,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの
379,500円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの
449,000円

カ 床面積の合計が25,000㎡以上のもの
512,000円

(2) 建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
51,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
85,500円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
138,500円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの
181,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの

| | | |
|---|-------------------------|--|
| | | 217,500円 カ 床面積 の合計が 25,000㎡ 以上のもの 255,000円 |
| <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す <u>書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの</u> が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 5,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円 イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未 |

| | | |
|--|-------------------------|---|
| | | |
| <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）</u> 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す <u>書類</u> が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 5,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円 イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未 |

満のもの
23,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

52,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
94,000
円

(3) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの

11,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの

31,000

円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

94,000円

エ 床面積
の合計が

満のもの
23,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

52,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
94,000
円

(3) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの

11,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの

31,000

円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

94,000円

エ 床面積
の合計が

5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

149,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上

25,000㎡未満のもの

188,000円

カ 床面積の合計が25,000㎡以上のもの

235,000円

2 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が200㎡未満のもの

40,000円

イ 床面積の合計が200㎡以上

5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

149,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上

25,000㎡未満のもの

188,000円

カ 床面積の合計が25,000㎡以上のもの

235,000円

2 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が200㎡未満のもの

40,000円

イ 床面積の合計が200㎡以上

のもの
44,000円
(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額
ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
80,000円
イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
135,000
円
ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
230,000円
エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
330,000
円
3 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
10条第1号イ
(1)及びロ
(1)に定める
基準に適合す
る非住宅用途

のもの
44,000円
(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額
ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
80,000円
イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
135,000
円
ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
230,000円
エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
330,000
円
3 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
8条第1号イ
(1)及びロ
(1)に定める
基準に適合す
る非住宅用途

を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 267,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 432,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
616,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
759,000円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
898,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上もの
1,024,000円

4 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第

を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 267,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 432,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
616,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
759,000円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
898,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上もの
1,024,000円

4 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第

10条第1号イ

(2)及びロ
(2)に定める
基準に適合す
る非住宅用途
を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 102,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 171,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
277,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
362,000円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
435,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上もの
510,000円

8条第1号イ

(2)及びロ
(2)に定める
基準に適合す
る非住宅用途
を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 102,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 171,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
277,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
362,000円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
435,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上もの
510,000円

| (略) | (略) | (略) |
|--|---------------------------|--|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 2,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円 イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 11,500円 ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡ |

| (略) | (略) | (略) |
|--|---------------------------|---|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 2,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円 イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 11,500円 ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡ |

未満のもの
の
26,000円
エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
47,000
円

(3) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分

次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
5,500円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
15,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のもの
の
47,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上10,000
㎡未満の
もの
74,500円

オ 床面積
の合計が

未満のもの
の
26,000円
エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
47,000
円

(3) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分

次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
5,500円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
15,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のもの
の
47,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上10,000
㎡未満の
もの
74,500円

オ 床面積
の合計が

10,000㎡
以上
25,000㎡
未満のもの
94,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
以上のもの
117,500円

2 1 以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
10条第2号イ
及びロに定め
る基準に適合
するもの

(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの

20,000円
イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
22,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

10,000㎡
以上
25,000㎡
未満のもの
94,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
以上のもの
117,500円

2 1 以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
8条第2号イ
及びロに定め
る基準に適合
するもの

(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの

20,000円
イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
22,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
40,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
67,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
115,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
165,000
円

3 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
40,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
67,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
115,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
165,000
円

3 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500

円
(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 216,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
308,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
379,500円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
449,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上のもの
512,000円

4 1以外の場合
で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
10条第1号イ
(2)及びロ
(2)に定める
基準に適合す
る非住宅用途
を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定

円
(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 216,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
308,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
379,500円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
449,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上のもの
512,000円

4 1以外の場合
で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
8条第1号イ
(2)及びロ
(2)に定める
基準に適合す
る非住宅用途
を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定

| | | | | | |
|---|---------------------|--|---|---------------------|--|
| | | <p>める額</p> <p>(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 85,500円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 138,500円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 181,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 217,500円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000㎡以上のもの 255,000円</p> | | | <p>める額</p> <p>(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 85,500円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 138,500円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 181,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 217,500円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000㎡以上のもの 255,000円</p> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に | 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に | 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料 | 次に掲げる額を合算して得た金額 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に |

係る認定の申請に対する審査

掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅
5,000円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
11,000円
 - イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
23,000円
 - ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
52,000円
 - エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの
94,000円

係る認定の申請に対する審査

掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅
5,000円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
11,000円
 - イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
23,000円
 - ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
52,000円
 - エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの
94,000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
11,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
31,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
94,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの
149,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの
188,000円

カ 床面積の合計が25,000㎡

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
11,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
31,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
94,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの
149,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの
188,000円

カ 床面積の合計が25,000㎡

以上のもの

235,000円

2 1 以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
2号イ(1)及
びロ(1)に定
める基準に適
合するもの

(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの

40,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの

44,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの

80,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上

以上のもの

235,000円

2 1 以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
2号イ(1)及
びロ(1)に定
める基準に適
合するもの

(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの

40,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの

44,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの

80,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上

2,000㎡未
満のもの
135,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

230,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
330,000
円

3 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
2号イ(2)及
びロ(2)に定
める基準に適
合するもの

(1) 一戸建
ての住宅

次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの

20,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの

22,000円

(2) 住宅用
途を含む建

2,000㎡未
満のもの
135,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

230,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
330,000
円

3 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
2号イ(2)及
びロ(2)に定
める基準に適
合するもの

(1) 一戸建
ての住宅

次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの

20,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの

22,000円

(2) 住宅用
途を含む建

建築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの

38,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの

66,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

121,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの

183,000
円

4 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号イに定め
る基準に適合
する非住宅用
途を含む建築
物の非住宅部
分 次に掲げ
る区分に応じ
それぞれ次に

建築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの

38,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの

66,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の

121,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの

183,000
円

4 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号イに定め
る基準に適合
する非住宅用
途を含む建築
物の非住宅部
分 次に掲げ
る区分に応じ
それぞれ次に

定める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 267,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 432,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
616,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
759,000円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
898,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上のもの
1,024,000円

5 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号ロに定め
る基準に適合
する非住宅用
途を含む建築

定める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 267,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 432,000
円

(3) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
616,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
759,000円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
898,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上のもの
1,024,000円

5 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号ロに定め
る基準に適合
する非住宅用
途を含む建築

| | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|---|-------------------------------------|--|---|
| | | <p>物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 171,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 277,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 362,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 435,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000㎡以上のもの 510,000円</p> | | | <p>物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 171,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 277,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 362,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 435,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000㎡以上のもの 510,000円</p> |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省 | 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明 | 1 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める | | |

令第5号) 第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

書交付申請手数料

基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500円

(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 216,000円

(3) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 308,000円

(4) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 379,500円

(5) 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 449,000円

(6) 床面積の合計が25,000㎡以上のもの 512,000円

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める

基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円

(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 85,500円

(3) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 138,500円

(4) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 181,000円

(5) 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 217,500円

(6) 床面積の合計が25,000㎡以上のもの 255,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。